

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私が20歳になったころ、父親が役場で国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚するまで保険料を納付してくれていた。結婚後は、夫の母親が定期的に婦人会の集金場で家族全員の国民年金保険料を支払ってくれていた。

平成17年8月10日に、A社会保険事務所(当時)から国民年金の満額には24か月不足しているとの連絡があり、職員に言われるままに納付書を送ってもらい、夫が郵便局で2年間分を3回に分けて保険料を納付してくれた。

その後、ねんきん特別便が送られてきて、保険料を重複して納付していることを知り、大変驚いた。どう考えても私には未納期間は無く、重複して保険料を支払っているの、重複した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和43年度の検認記録欄に12か月分の検認印を押されていることが確認できる。

申立期間②については、申立人は申立期間の前後の保険料を納付済みであり、その期間の前後を通じて申立人及びその夫の住所及び仕事等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人及びその夫は、昭和46年4月分から6月分まで、及び同年8月分の領収印の無い領収書を所持しているところ、オンライン記録から申立人の夫は同年度の保険料を納付していることが確認できることから、申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、義母が自身の保険料と一緒に、夫と申立人の保険料を婦人会の集金場で納付してくれていたと説明しているが、義母の申立期間の保険料も夫と同様に、納付済みの記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から50年3月

夫婦で店を昭和46年12月に開店してから数年後に、当時、会計顧問であった会計事務所のA氏に国民年金の未加入期間があることを教えてもらい、市役所で国民年金の加入手続と保険料の納付について相談した。

その際、同市役所で、さかのぼって納付できる分割納付を勧められ、以降数年にわたり、毎月、保険料を少しずつ、取引先の銀行の支店の銀行員に、売上金の回収と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

売上金は毎日回収に来ていたので、国民年金の保険料だけの納付として覚えていることは無いが、長い間かけて納付した記憶があり、支払を終えた時にA氏と夫が「やっと払い終えた。」と言いつつ合っていたことを覚えている。

しかし、ねんきん特別便が送られてきて、長い間かけて納付した昭和46年6月から50年3月までの納付記録が無いことが分かった。

国民年金加入期間のうち、手続の遅れで納付できなかった期間もあるかもしれないが、納めることができる保険料は納めてきたつもりなので、市役所で相談までした期間の保険料の納付記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業の会計顧問をしていた会計事務所のA氏の勧めで市役所に出向き、国民年金の加入手続と同時にそれまでの期間の保険料の納付について相談し、分割して支払ったと記憶しているところ、加入を勧めたとするA氏は現在、所在不明であり、会計事務所においても申立人に係る資料は無いとしている。また、申立人自身も保険料の納付額や、納付時期等の記憶も無い。

しかしながら、市において国民年金適用関係届が夫婦そろって保存されてお

り、同関係届によると、昭和50年12月18日付けで資格取得の確認が行われ、申立人が同日に手続に訪れたことがうかがえる。また、同関係届の氏名欄には納付書の発行をうかがわせるカーボン転写の残影が確認でき、申立人の氏名と納付対象期間が48年4月から50年3月までであること、及び納付金額が1万9,050円とする記述を読み取ることができる。

当該納付金額は、昭和48年4月から50年3月までの保険料額と合致しており、過年度納付書が発行された可能性は否定できず、加入手続時に、さかのぼって納付できる保険料額について相談をして、後日納付をしたという申立人の供述に不自然さはみられない。

一方、申立人が国民年金の加入手続をしたとされる昭和50年12月18日は、第2回特例納付の期間中ではあるが、同年12月中に46年6月から48年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人には特例納付に関する具体的な記憶も無い。さらに、オンライン記録及び市が保管している納付記録にも特例納付を示す記録も見当たらず、そのほか、同期間に係る保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月

夫婦で店を昭和46年12月に開店してから数年後に、当時、会計顧問であった会計事務所のA氏に国民年金の未加入期間があることを教えてもらい、市役所で国民年金の加入手続と保険料の納付について相談した。

その際、同市役所で、さかのぼって納付できる分割納付を勧められ、以降数年にわたり、毎月、保険料を少しずつ、取引先の銀行の支店の銀行員に、売上金の回収と併せて夫婦の二人分の国民年金保険料を納付していた。

売上金は毎日回収に来ていたので、国民年金の保険料だけの納付として覚えていることは無いが、長い間かけて納付した記憶があり、支払を終えた時にA氏と「やっと払い終えた。」と言いつつ合っていたことを覚えている。

しかし、ねんきん特別便が送られてきて、長い間かけて納付した昭和46年6月から50年3月までの納付記録が無いことが分かった。

国民年金加入期間のうち、手続の遅れで納付できなかった期間もあるかもしれないが、納めることができる保険料は納めてきたつもりなので、市役所で相談までした期間の保険料の納付記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業の会計顧問をしていた会計事務所のA氏の勧めで市役所に出向き、国民年金の加入手続と同時にそれまでの期間の保険料の納付について相談し、分割して支払ったと記憶しているところ、加入を勧めたとするA氏は現在、所在不明であり、会計事務所においても申立人に係る資料は無いとしている。また、申立人自身も保険料の納付額や納付時期等の記憶も無い。

しかしながら、市において国民年金適用関係届が夫婦そろって保存されてお

り、同関係届によると、昭和50年12月18日付けで資格取得の確認が行われ、申立人が同日に手続に訪れたことがうかがえる。また、同関係届の氏名欄には納付書の発行をうかがわせるカーボン転写の残影が確認でき、申立人の氏名と納付対象期間が48年4月から50年3月までであること、及び納付金額が1万9,050円とする記述を読み取ることができる。

当該納付金額は、昭和48年4月から50年3月までの保険料額と合致しており、過年度納付書が発行された可能性は否定できず、加入手続時に、さかのぼって納付出来る保険料額について相談をして、後日納付をしたという申立人の供述に不自然さはみられない。

一方、申立人が国民年金の加入手続をしたとされる昭和50年12月18日は、第2回特例納付の期間中ではあるが、同年12月中に46年6月から48年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人には特例納付に関する具体的な記憶も無い。さらに、オンライン記録及び市が保管している納付記録にも特例納付を示す記録も見当たらず、そのほか、同期間に係る保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月から62年3月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年3月まで

私は、昭和50年に任意加入で国民年金に加入してから保険料を納めてきた。第3号被保険者への切り替えや夫の転職に伴う手続などはすぐに行ってきた。申立期間についても、夫が転職して社会保険でなくなり、健康保険はすぐに必要なので、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の手続を行ったと思う。最初は、3か月に1度訪れる集金人に保険料を支払っており、約7,000円の保険料を5センチと7センチくらいの白地に青い文字の納付書で納付していた覚えがある。確か、AさんかBさんという方がいつも集金に来てくれていた。申立期間についてすぐに手続を行い、必ず保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年9月から62年3月までの期間については、申立人の所持する年金手帳により、国民年金の強制被保険者としての資格取得日が当初、61年9月1日と記載され、その後、同年8月19日へ訂正されていることが確認でき、また、オンライン記録においても、申立人は当初、61年9月1日を国民年金の資格取得日とされており、平成8年2月28日に昭和61年8月19日へ訂正されている上、申立人の付加保険料の納付の申出は同年9月1日と記録されていることから、当時、申立人の申出により、同日付けで手続が行われた可能性があり、このころに国民年金の資格取得及び付加保険料の納付について申出が行われたものと考えられる。

さらに、申立人が記憶する国民年金保険料については、当時の保険料金額と

おおむね一致する。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月については、申立人は当初、国民年金の第 1 号被保険者期間とされておらず、平成 8 年 2 月 28 日に初めて第 1 号被保険者期間であったと訂正されており、この時点では、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社C支店に入社し、38年5月1日付けで同社本社から同社C支店に異動となった際の記録が同年4月30日に資格喪失し、同年5月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（同社本社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「人事異動発令日は、月初に行われていることが多い。」と回答していることから、昭和38年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和38年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の同保険料についての納入の告知を行っておらず（その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)で年金記録の照会をすると、申立期間の納付記録が無いことが分かった。

申立期間の国民年金については、母親が加入手続及び保険料納付を行ってくれたと聞いており、社会保険事務所の年金記録の回答に誤りがあるので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和52年8月11日に払い出されており、これ以前に別の同手帳記号番号が払い出された事情がうかがえないことから、申立人に同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半(50年6月以前)は時効により納付することができなかったことが推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、申立期間に係る具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年9月まで

私は、昭和42年3月にA市で勤務していた会社を退職し、B町に帰り国民年金に加入した。その後、45年に妻と老後のことを考え、近くの金融機関で現金を工面し、過去の未納分の国民年金保険料を同町役場で一括して納付した。

ねんきん特別便で加入記録を確認したところ、一括納付したはずの昭和37年10月から41年9月までの期間が未納とされていることが分かった。

昔の話なので、具体的な保険料額や納付した時期は覚えておらず、当時の領収書も今では無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は43年12月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料は41年10月以降が納付済みと記録されていることから、申立人は、同手帳記号番号が払い出された時点で、さかのぼって納付可能な国民年金保険料を納付したものと推認できるが、このほかに、さかのぼって納付したとする状況は確認できない。

また、申立人が、過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和45年は、第1回特例納付により申立期間の同保険料をさかのぼって納付することが可能な時期であるが、申立期間の同保険料を納付した時期や保険料額についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の同保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年3月まで

昭和40年3月末にA社を退職し、B店に修業を兼ねて入店した。しかし、収入が少なかったため、母親から、私の国民年金保険料は払っておくからと告げられた。そのころ、家を訪れた集金人に、母が保険料を払っていたことを覚えている。親が保険料を支払っているのに、私の分を払っていないことはあり得ないと思う。親の納付状況を調べるとともに、問題を解明して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者原票(マイクロフィルム)は存在せず、国民年金手帳記号番号の払出記録が確認できないことから、申立人は、平成9年1月の基礎年金番号制度発足後に国民年金への加入手続を行ったものとみられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の12年2月から国民年金保険料を納付した記録が確認できるため、このころに初めて国民年金への加入手続が行われたものと推認される。また、オンライン記録によると、申立人は、12年6月23日に申立期間を国民年金の被保険者期間として追加処理されていることがうかがえることから、上記のとおり、保険料納付が確認できる同年2月より前の期間については、国民年金の被保険者として取り扱われておらず、申立期間に保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、保険料の納付は母親が行っていたと主張しているが、申立人の母親は既に死亡しており、申立人は直接納付に関与していないため、申立期間に係る具体的な加入手続及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和36年4月当初から国民年金に加入し、60歳になるまで保険料を納めてきたので、国民年金を満額受給しているものと思っていた。

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、昭和53年10月から54年3月までの期間の保険料が、時効のため納付したことになっておらず、未納とされていることが分かった。また、同期間の保険料は還付済みであるとの説明を受けた。私は保険料の還付を受け取った覚えは全く無く、還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金保険料の領収書によると、申立人が、申立期間に係る昭和53年10月から54年3月までの同保険料を57年1月25日に納付したことが確認できるところ、53年10月から同年12月までの同保険料の時効にかからず納付可能な期限は56年1月31日であり、同様に、54年1月から同年3月までの同保険料については56年5月1日であることから、申立人は、申立期間の同保険料を時効完成後に納付していることが確認できる。

また、還付整理簿によると、申立期間に係る国民年金保険料は、上記のとおり時効完成後に納付されているため、昭和57年1月29日に還付決定され、同年5月20日に支払われた旨の記載が確認できる上、申立人の住所変更(A町からB町へ変更)に関する記載が確認できることから、住所の変更を確認した上で還付事務を行った状況がうかがえる。

さらに、上記還付整理簿に記載されている還付事由及び還付金額については、すべて適正に記録されていることから、還付に係る事務処理に不自然な点はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

私は、平成8年3月末で失職し、同年4月から無職となった。いずれ再就職するつもりではあったが、国民年金の必要性は十分認識しているので、市役所で加入手続をして保険料を払い込んだ。妻及び子供二人共に、国民年金保険料を確実に納付しており、自分一人が納付しない訳は無く、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所を退職した後、申立人が市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されている上、申立人の妻の、申立期間前後の第三号被保険者に係る記録は、9年5月9日に入力されていることが確認でき、そのころに、当該期間に係る国民年金第3号被保険者関係届書を提出したものと推認されることから、申立人が申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、国民年金保険料の納付を行うには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、申立期間当時に、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されている事情はうかがえない上、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私が国民年金制度に加入したのは、婦人会の勧めや、婦人会の役員をしていた姉の勧めにより、制度開始からしばらく経過した後であったと記憶しているが、はっきり覚えておらず、年金記録の資格取得日が昭和38年6月12日となっているので、その時だと思う。

しかし、年金記録では昭和38年6月から40年3月まで保険料が未納となっており、国民年金手帳には40年から役所で納付したことしか記されていないが、私は、加入した時から婦人会の人が自宅に保険料を徴収に来ていたことを覚えているため、当該期間の記録が抜けていると思う。

婦人会で保険料を払っていたことを証明するものは無く、そのころの状況もあまり覚えていないが、勧められて加入したのに、その期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に国民年金に加入し、婦人会の集金人を通じて保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の任意加入者の記録から昭和40年4月から12月ごろに払い出されたことが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳にも同年10月18日発行と記載されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳は被保険者種別の記載が訂正されており、申立人は当初、強制加入被保険者とされていたために資格取得日がさかのぼって記入されたものと推認できるところ、申立人は当時、同手帳に貼付されている領収書により確認できる、昭和40年4月から同年8月までの保険料を

41 年 7 月 5 日に過年度納付した以外にまとめて保険料を納付した記憶は無く、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳の検認印から、申立人は昭和 40 年 9 月以降の保険料を市役所支所で納付していることが確認でき、これについて申立人は、それまでの婦人会による集金方法に変更があったためと供述しているが、同市によると、納付組織による徴収は昭和 51 年度まで全市域で実施しており、40 年以前においても同支所で保険料の納付は可能であったとしていることから、申立人の供述内容と整合しない。

加えて、オンライン記録、国民年金被保険者原票及び市の保管する国民年金記録では、申立期間に係る申立人の納付記録は確認できず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで

私は、A社が経営するB店で、1年間勤務していた。

この期間は、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずなのに、年金記録に厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の元同僚の証言から勤務期間は特定できないものの、A社が経営していたB店で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立期間当時、適用事業所であったA社においても、申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間又はその前後の期間に厚生年金保険加入記録がある 39 人のうち、文書照会が可能な 13 人に照会したところ、10 人（B店で勤務していたとする二人を含む。）から回答があり、そのうち 3 人は、「A社（又はB店）では、1年間の見習い期間があった。」、「入社してある程度の期間が経過した後に厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ証言している上、10 人のうち 4 人については、自身が記憶している入社日から 1 年後又は 2 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人がB店で勤務していたと記憶している元同僚 4 人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、その氏名の記載がないことが確認できる。

これらのことから判断すると、A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、また、加入させる場合においても相当期間経過後に

加入させていたことがうかがえる。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和25年5月20日から26年5月1日まで

年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和24年5月1日から25年5月20日までの期間及び26年5月1日から27年2月1日までの期間となっているが、24年4月1日から27年1月31日まで、学生だった時代も含めて、A社B事業所のC職として継続して勤務していたので、調査の上、抜け落ちている申立期間の年金記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在学証明書及び在職証明書により、申立人が昭和24年4月1日から26年3月31日まではB事業所C職養成所、同年4月1日から27年1月31日まではB事業所にそれぞれ在学及び在職していたことは確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和24年4月1日以降に当該事業所で同被保険者資格を取得した者のうち、住所地が確認できる10人について照会したところ、回答があった8人のうち、講師と事務職を除く6人は、申立期間①及び②において厚生年金保険加入記録が無い。

また、当該6人のうち4人は、申立人と同様にC職であり、オンライン記録により、昭和24年5月1日から25年5月20日まで、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、「B事業所C職養成所で、申立人と同級生であった。」と回答している(残る二人は、回答が無く職種は不明。)

これらのことから判断すると、A社は、申立期間当時は、学生を昭和24年5月1日から25年5月20日までの一定期間のみ厚生年金保険に加入させてい

たことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、上記の同級生4人のうち2人は、申立人と同様に、B事業所C職養成所を卒業して1か月後の昭和26年5月1日に、再度、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、残る二人は、卒業後に当該事業所における年金記録が無いことから判断すると、当該事業所では、申立期間②の当時、卒業生を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと推認できる。

さらに、上記の回答があった8人からは、申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月ごろから26年8月ごろまで
② 昭和28年5月ごろから29年10月ごろまで

私は、A社とB社で働いており、元同僚も年金が出ていると聞いていたのに、支給されている年金に厚生年金保険の期間が入っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が所持する当該事業所に係る会員名簿から把握した複数の元従業員の証言から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としているところ、上記の名簿に記載されている元従業員の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録によると、A社ではなく、C社又はD社の記録であることが確認できる。

このことから、申立人が勤務していたとする事業所は、C社又はD社の名称で厚生年金保険に適用されていた事業所であったと推認できる。

また、C社及びD社の当時の事業主は所在が不明である上、法務局においても、当該事業所に係る商業登記の記録は無く、取締役等から申立期間①当時の厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

さらに、上記の名簿に記載されている元従業員38人のうち、聞き取りを行うことができた9人のうち、昭和25年6月1日及び同年7月1日にそれぞれD社で厚生年金保険被保険者資格を取得している二人は、「申立人を記憶しているが、いつから勤務していたのかは分からない。」と証言している

上、残る7人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記名簿に記載されており、C社及びD社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員は、「申立人を記憶していない。戦後は、事業所の経営が苦しくなり、私も途中から厚生年金保険に加入していない期間があり、そのころに入社した若い人は加入させてもらっていなかった。」と証言しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和19年9月30日に被保険者資格を取得して以降、23年12月1日までの間に新たに被保険者資格を取得している者は確認できない。

加えて、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に継続して勤務していたとしているところ、当該事業所の元従業員の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和35年7月1日にE社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、オンライン記録によると、E社は、その後F社に名称変更し、適用事業所としては現存しているものの、商業登記の記録によると、同社は、既に解散している上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所が昭和35年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となると同時に被保険者資格を取得している上記の元従業員は、「私は、28年に入社したが、そのころは厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 1 日から 28 年 11 月 12 日まで
② 昭和 31 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 3 月 1 日から A 社に勤務し、一時退職していたが、31 年 5 月 1 日に復職し、37 年 9 月 30 日まで勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に加入した共済組合から退職一時金を支給されたこととなっているが、申立人は退職一時金も受給した記憶は無いとしているところ、退職一時金及び脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されることは考え難い上、その後加入した別の共済組合において共済年金の裁定請求の際に当初受給した退職一時金を返還し、通算して年金を受給していることが確認できることから、当時、申立人の意思に基づいて退職一時金が支給されたと考えられ、脱退手当金についても申立人の意思に基づいて請求されたものとするのが自然である。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 24 年 6 月 1 日から申立期間を含む 34 年 9 月 11 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した同性の元従業員 46 人のうち、申立人を含む 21 人が脱退手当金を受給した記録となっており、そのうち連絡先の判明した 14 人のうちの 4 人が脱退手当金を受給した記憶があるとし、うち二人は、「事業所の担当者から、脱退手当金の書類を渡されて、自分で手続をした。」と証言しており、残る二人は、「事業所が手続をしてくれた。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認

できる上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで

私は、申立期間は父の会社であるA社で勤務していた。当時の取引先はB社、C社、D社であった。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、父の会社であるA社で勤務していた。」と主張しており、商業登記簿謄本により、申立人の父親が代表取締役を務める同社が昭和 31 年 4 月 * 日に登記され、49 年 10 月 * 日に解散していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、代表取締役であった申立人の父親に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

また、A社の代表取締役は既に死亡しており、又申立人は、申立期間当時の同僚数人の姓を記憶しているものの、所在が不明であるため調査を行うことができず、申立期間当時の事業所の状況及び申立人の勤務実態について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1817 (事案 870 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 26 日から同年 2 月 3 日まで
前回の申立て時に提出した保険料控除メモの昭和 39 年 2 月の欄に、同年 1 月分保険料が控除されていたことを示す記載がしてあるのに非あつせんになったのは、たとえ 1 か月の短い期間でも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出したメモ書きの資料において、昭和 38 年 10 月から 39 年 2 月までの各月について、控除された保険料とみられる金額の記載が確認できるものの、i) A 社が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録において、申立人の入社日が昭和 38 年 10 月 4 日、退職日が 39 年 1 月 26 日とされており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない上、当該記録はオンライン記録とも一致すること、ii) 同社の複数の元従業員から聴取したものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことについての証言を得ることができないこと、iii) 厚生年金保険法第 19 条第 1 項及び第 81 条第 2 項から判断すると、申立人の被保険者資格の喪失月である昭和 39 年 1 月分の保険料が控除されていたことをもって、同月を厚生年金保険被保険者期間とすることはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 9 月 7 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立て時に提出したメモ書きの資料において、昭和 39 年 1 月分の保険料が控除された旨記載してあるにもかかわらず、非あつせんになったのは納得できないとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで

駅前にあるAビルでB店の責任者として、私を含む約 10 人の給与計算をしていた。同店は、C店を経営していたD社（現在は、E社）の事業主が副業で経営していた店である。同店で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B店の経営者（D社の事業主の妻）の証言内容から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同店の経営者は、「店の従業員は個人で国民年金に加入していた。」と回答しており、同店の経営者及び申立人が約 3 年間同店で一緒に勤務したと記憶する元同僚は、いずれも申立期間当時国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人の妻は、申立期間の前後を通じて国民年金の強制加入者であったことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間の途中である昭和 53 年 10 月 18 日に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時のD社の事務担当者及びB店の経営者は、「B店はD社とは直接の関係はない。」と証言しており、E社も同様の回答をしている上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月21日から19年10月1日まで

私の夫は、昭和13年6月25日にA社（現在は、B社）C工場に入社し、46年5月末に退職するまでの間、関連企業も含めて継続して勤務していたにもかかわらず、17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した直後の同年7月21日にその資格を喪失した記録とされており、継続して同社に勤務していたことから申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社C工場に継続して勤務していたとしているところ、B社が保管する人事記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「当社の人事記録によると、昭和17年7月21日に「D職」登用となっており、その時点において申立人は当時の労働者年金保険法における被保険者の対象外となったことから、同日付でその資格を喪失させたと思われる。」と回答している。

また、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、申立人と同様に同年7月21日に資格を喪失している元同僚は15人確認できるが、全員が連絡先不明又は既に死亡しているため、申立期間の労働者年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保

険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和17年2月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、同年7月21日に同資格を喪失した後、19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している旨の記載が確認できる上、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

なお、厚生年金保険制度は、昭和19年6月1日からの準備期間を経て、同年10月1日から完全施行されており、準備期間は保険給付の算定の基礎とならない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで

私は、高校卒業後すぐに、実家の事業(現在は、A社)を従業員として手伝っていた。代表者であった父親は、地元では人格者で几帳面な人と認められており、法律で決められたことは必ず守っていたので、厚生年金保険料の納付義務を怠っていたとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和 52 年 3 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、同社が適用事業所になる前の期間である。

また、A社の前身として商業登記簿に記載されているB社及びC社についても、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 52 年 3 月 3 日より前に、適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人の供述及びA社の現在の代表取締役(申立人の夫)の証言から、同社は、申立期間当時は、従業員数が常時5人以上という当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時における事業所の代表者は、既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、中学校卒業直後の昭和 33 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社した。父親がいなかったため、給料の全額を母親に渡しており、同社に勤務していた 10 か月間、給料から社会保険料が天引きされていたことを覚えている。母親と共に苦労した期間に、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 29 年 1 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間について厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 23 人に文書照会したところ、16 人から回答があり、そのうちの 6 人が、「同社に勤務していた期間と、厚生年金保険加入期間が一致しない。」と回答している。

また、上記 6 人のうち 4 人が、「16 歳の時に、A 社に入社した（残る 2 人は、それぞれ 20 歳及び 22 歳）。」としており、オンライン記録によるとそれぞれが入社したとする日から、厚生年金保険被保険者資格取得日まで、11 か月から 33 か月までの期間が確認できる（11 か月が 1 人、17 か月が 2 人、33 か月が 1 人。）。

さらに、申立人と同じく昭和 33 年 4 月に A 社に入社したとする元従業員は、「若年者の中には、技術を覚えたら、短期間で辞めてしまう者も多いので、20 歳くらいになって会社に定着するようになってから、厚生年金保険に加入させ

ていたと思う。」と証言している。

加えて、回答があった上記の元従業員 16 人の中に、「厚生年金保険に加入する前から厚生年金保険料を控除されていた。」と回答した者は無く、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 38 年 5 月 26 日まで
私は、高校（1年遅れて入学）を卒業してすぐの昭和 38 年 3 月から A 社（本社は、B 市）に就職し、C 社の業務をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 3 月、高校を卒業してすぐに A 社に入社し、C 社の業務をしていた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人が A 社の本社があったとする B 市及び申立人の勤務地だったとする D 市において、A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局においても、同社の商業登記は確認できない。

また、C 社 E 支店の複数の元従業員は、「同支店では、下請企業も無く、A 社という会社も知らない。」と証言している上、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、調査等を行うことができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、B 市及び D 市に所在する A 社に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所（5 事業所）及び C 社 E 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 12 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社後、44 年 8 月 1 日に退職するまでの間、同社において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に継続して勤務していたとしているところ、当該事業所の複数の元従業員の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時の人事資料は廃棄処分済みで残っておらず、申立人の勤務期間等については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 10 人を把握し、聞き取りを行った結果、昭和 41 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、43 年 5 月 1 日に同資格を喪失している元従業員は、「私が A 社に在職中には申立人は在籍していなかった。」と証言している上、残る 9 人は、全員が「申立人の記憶はあるが、申立期間も継続して勤務していたかは不明である。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 41 年 2 月 12 日に被保険者資格を喪失し、同年 3 月 3 日に健康保険証を返納したことを意味する「証返」の記載が確認でき、43 年 8 月 1 日に当該事業所における 2 度目の被保険者資格を取得していることが確認できる上、健康保険の番号に欠番は無く、当該原票に不自然な点は見当たらない。

加えて、公共職業安定所が保管するA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立期間について申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る同保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 21 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 2 月 22 日に A 社に入社後、52 年 12 月に社名が B 社に変わった後も、58 年 12 月 21 日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 2 月 22 日に A 社に入社し、52 年 12 月に社名が B 社に変更した後も 58 年 12 月 21 日まで継続して勤務していたとしているが、A 社は、「地震により、申立期間当時の資料は残っていないが、申立人を含む数人が退職後に C 社（その後、B 社）を設立し、任意継続被保険者となり、申立人は、C 社の従業員の一であった。」と回答している上、同事業所で一緒に勤務したとする複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社の元事業主は、「A 社が昭和 52 年 12 月に D 現場を閉鎖するため、当時工場にいた申立人を含む 4 人で、私を事業主として個人事業の C 社を設立した。申立人以外の者は、厚生年金保険の第四種被保険者及び健康保険の任意継続被保険者となったが、将来、独立を考えていた申立人は健康保険のみの任意継続被保険者となったと思う。」と証言している上、申立人が記憶する元同僚二人に聞き取りを行ったところ、二人とも、「申立期間当時は、会社側の都合で社会保険の任意加入者となったと思う。」と証言している。

また、E 年金事務所は、「申立人の元同僚に係る厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書は確認できるが、申立人に係る同申出書は確認できない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、B社は、昭和55年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る同保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。